

新潟県の災害廃棄物処理に係る 取組について

新潟県 環境局 資源循環推進課

災害廃棄物処理計画の概要

新潟県災害廃棄物処理計画（概要）

背景及び目的

- 県では、過去の自然災害の対応を教訓に災害廃棄物対策の強化に努めてきた。
 - 国では、東日本大震災の教訓を基に平成26年に「災害廃棄物対策指針」を策定し、平成30年に熊本地震など近年の災害の知見を基に改定。
- 県及び市町村が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できるよう、また災害廃棄物の処理主体となる市町村の計画策定の参考にも資するよう、本計画を策定
- ※ 災害発生時には、被災規模等に応じて柔軟な対応が必要であり、本計画を基本としつつも、現実的かつ着実な災害廃棄物対策を進めていく必要がある。

平時の備え（体制整備等）

- 災害廃棄物処理については、発災後、比較的早い段階から対応が必要となることから、平時から発災時の対応について十分に検討しておくことが重要
- 【市町村】災害時の廃棄物処理について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定
 - 【県】広域的な支援体制の整備や、市町村の災害廃棄物処理の対応力向上を図る
- 組織体制・指揮命令系統の整備
- 【県・市町村】災害廃棄物処理に関する業務内容を整理し、体制を定める。
- 情報収集・連絡事項等の確認
- 【県・市町村】災害対策に必要な情報の収集・連絡体制を把握、整理
- 協力・支援体制の整備
- 【市町村】関係機関との災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備
 - 【県】市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備
- 一般廃棄物処理施設等の事前対策
- 【市町村】施設の耐震化や浸水対策を図るとともに、災害時を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。
 - 【市町村】簡易トイレ等の備蓄を行うとともに、仮設トイレを備蓄しているレンタル事業者等と支援協定を締結するなど、災害時のし尿処理体制を確保
 - 【県】仮設トイレ等の資機材の調達等の代行、各種トイレの供給可能情報等を整理
- 災害廃棄物処理の具体的な処理方法等の検討
- 【市町村】災害規模などに応じた発生量及び自区域内の処理可能量を推計し、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローを作成
 - 【市町村】災害時の収集運搬体制（収集運搬方法、収集ルート等）を検討
 - 【市町村】仮置場の候補地を選定するとともに、レイアウトや運営方法などについて検討し、人員・機材の調達方法等も整理
 - 【市町村】公費による損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）の対象とする基準や対応方法（関係部局との協力体制など）を検討
- 住民等への啓発・広報方法の検討
- 【市町村】被災者からの相談窓口の設置、受付体制及び相談内容の整理方法等を検討
 - 【市町村】災害時に住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）の周知方法の準備

位置付け

- 国の防災基本計画等に基づく災害廃棄物対策指針等を踏まえつつ、新潟県地域防災計画等を補足するもの
- 県及び市町村が災害廃棄物を適正かつ迅速・円滑に処理できるよう、平時の備え、応急対応、復旧・復興等について整理
（応急対応については、令和4年8月3日からの大雨での災害廃棄物処理の対応を踏まえ、特に被災市町村が留意すべき点を「対応のポイント」として記載）

対象とする災害等

- 地震災害及び水害、その他自然災害を対象とし、新潟県地域防災計画で想定する災害及び被害を踏まえ、各種対策を取りまとめる

災害応急対応

- 組織体制・指揮命令系統の構築
- 【県・市町村】職員の安否及び参集状況を確認し、平時に検討した組織体制を構築
- 情報収集・連絡
- 【県・市町村】災害廃棄物の発生に関わる情報と廃棄物処理施設の被害状況を収集
- 協力・支援体制の構築
- 【市町村】一般廃棄物処理事業者や協定を締結している民間団体等に支援を要請
 - 【県】災害廃棄物処理体制の速やかな構築に向けて、被災市町村に助言・支援
 - 【県】被災市町村からの支援要請を整理し、国や他市町村、関係団体等と支援内容を調整
- 一般廃棄物処理施設等の応急対応
- 【市町村】廃棄物処理施設の稼働状況や施設への運搬ルート上の被害状況を確認
 - 【市町村】避難所やトイレの使用が困難な地域でのトイレ利用を確保
 - 【県】仮設トイレ等の資機材の調達等を行う
- 災害廃棄物の具体的な処理対応
- 【市町村】災害廃棄物の処理方針（収集運搬の方法、仮置場の設置等）を決定
 - 【市町村】被災状況を踏まえ仮置場を候補地の中から決定し、速やかに開設併せて仮置場の開設時間、分別区分等の留意事項を住民に周知
 - 【県】仮置場の運営や処理フローの作成等について指導・助言を行うとともに、収集運搬や処分先等の広域支援を調整
- 住民等への啓発・広報
- 【市町村】仮置場の情報のほか、災害廃棄物の収集方法や留意事項等を住民に周知

災害復旧・復興等

- 情報収集・連絡
- 【県・市町村】災害廃棄物処理の進捗や廃棄物処理施設の復旧状況等を情報収集し共有
- 災害廃棄物の処理体制の見直し等
- 【市町村】災害廃棄物処理の進捗状況に応じて、実行計画、処理フロー、仮置場の運営体制等を見直す
 - 【県】被災市町村の処理体制の進捗を踏まえた体制の見直し等に関する助言・支援

＜新潟県災害廃棄物処理計画＞

○計画で想定している災害の種類

- 地震災害及び水害、その他自然災害を対象。
- 災害の規模、種類、場所、時期等により、廃棄物の発生量や性状等が大きく異なるため、本計画では、新潟県地域防災計画で想定する災害及び被害を踏まえ、各種対策を取りまとめることとしている。

○被害想定概要

- 災害廃棄物対策指針(H30.3)に基づき、各市町村は災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計しておくこととしている。
- 実際に災害が発生した際は、その被害状況に応じて、速やかに災害廃棄物の発生量を推計し、災害廃棄物の処理方針を決定する。
- また、県では地震被害想定調査の報告書を令和4年3月に公表しており、報告書では、市町村別の震災廃棄物発生量も想定(県内内陸6地震・海域3地震の計9地震(既知)を選定)。

民間団体等との連携に関する取組の状況

<県と民間事業者団体との応援協定>

相手方	協定名	締結日	概要
新潟県環境整備事業協同組合	災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る救援等に関する協定書	H16.6.16 (H31.4.1改正)	被災市町村の要請に基づく災害発生時の一廃(し尿、ごみ等)の収集運搬の救援協力
一般社団法人新潟県産業資源循環協会	災害廃棄物の処理に関する応援協定書	H18.10.23 (H31.4.1改正)	被災市町村の要請に基づく災害時の廃棄物処理
一般社団法人新潟県浄化槽整備協会	災害時における浄化槽の応急復旧等に関する協定	H18.10.23 (H31.4.1改正)	被災市町村の要請に基づく浄化槽の応急復旧
一般社団法人新潟県解体工事業協会	災害時における被災建築物の解体撤去等に関する応援協定書	H19.12.19 (H31.4.1改正)	被災市町村の要請に基づく、災害時の被災建築物の解体撤去等を応援

○被災市町村を支援するため、県内事業者団体と応援協定を締結

○被災した市町村等は、県に応援を要請。県が各団体と調整

○被災市町村の要請に基づき、廃棄物処理等に係る会員のあっせん等を行う

○応援に要する経費は、応援を要請した市町村等が負担

実施している訓練、研修等の概要

＜災害廃棄物処理計画の策定に向けた研修会＞

- 令和5年3月末において、県内30市町村の内、20市町村が災害廃棄物処理計画を策定（＝県内10市町村が災害廃棄物処理計画未策定）
- 令和5年度 計画策定・見直しのための図上演習の実施
- 令和6年度 計画策定に向けた研修会の実施
- ⇒ 令和6年度末までに計画未策定市町村の内、**6市町村が計画を策定**

※ 引き続き、残りの未策定市町村への策定支援を進める。

（研修会の様子）



実施している訓練、研修等の概要

<災害廃棄物処理体制整備に係る研修・情報交換会>

- 令和6年能登半島地震での経験から、県、市町村と廃棄物処理業者が連携した取組の必要性を実感
- ⇒令和7年度に市町村及び廃棄物処理業者を対象とした研修会を開催
- 能登半島地震における災害廃棄物処理の対応事例や現場における課題についての講演(石川県産業資源循環協会、新潟市)
- 県内において、先行して市町村と災害廃棄物処理に係る協定を締結している産資協支部の取組と課題についての講演(新潟県産業資源循環協会新発田支部、三魚沼支部)
- ⇒今後も継続して、市町村や廃棄物処理業者と連携した訓練等を実施予定

(研修会・情報交換会の様子)



(新潟市講演資料(抜粋))

新潟市 公費解体事業の遅れとその対策

令和6年12月ごろの状況

- ◆住宅密集地で、被害家屋が点在しており、隣地への配慮が必要な案件が多く、想定より工期が長くなっていた。
- ◆想定を超える申請に対して、**解体事業者・解体チーム数が不足**。
民間の解体工事もあり、**公費解体専属で従事することが難しい**。
遠方から来る解体事業者への配慮が必要。
- ◆半壊の割合が高いことから、半壊家屋の解体が修繕かの検討に時間を要した方や、まだ住んでいる方、引越しや片付作業に時間を要している方が一定数存在。(予定どおり解体着手できない。)

対策

- R7.10月の解体完了目標達成のためには4月以降は月90件以上の解体が必要。解体工事事業協会に**新潟県全体での対応を要請**(中越・上越業者の追加、下越地区の下請け追加)(県外業者への応援依頼も検討したが、結果的に要請せず)
- 解体加速化に係る解体事業者の負担についての支援。
 - 宿泊費及び交通費を支給
 - 増える解体チーム数の差配・調整に必要な専門調整員の費用を支給
- 課題に対処するため国・県を含めた関係者による**連絡調整会議を定期的に開催**(R7.1月～11月で18回開催)
- 県解体協会で残りの案件ごとの解体計画を作成(R7.5月)
- 計画的に着手するため、**案件ごとに担当職員を割り振り**、申請者の準備状況をこまめに確認する伴走型支援を実施
- 解体ピーク時に市職員を県解体協会に派遣(R7.7～10月)

公費解体連絡調整会議

(目的)
・公費解体事業について、関係者間の情報共有および連携の場として設置し、円滑な事業実施を推進する。
(会議の構成)
・環境省関東環境事務所、新潟県資源循環推進課、補償コンサルタント、新潟県解体工事事業協会、新潟県産業資源循環協会、仮置き場運営者、本市(循環社会推進課・廃棄物対策課)



実施している訓練、研修等の概要

<災害廃棄物処理体制整備に係る研修・情報交換会>

(三魚沼支部講演資料(抜粋))

湯沢町、三魚沼支部南魚沼分会、南魚沼市



【 協定書より抜粋 】

第2条 (協力の要請)

2 この協定に基づき**要請する**災害廃棄物処理の協力は、次に掲げる**事項**とする。

- (1) 災害廃棄物**仮置場の管理運営**
- (2) 被災地域の一次集積所から災害廃棄物**仮置場への災害廃棄物の収集運搬**
- (3) **路上片付けごみの収集運搬**
- (4) 災害廃棄物の**中間処理及び処分**
- (5) **市・町外処理施設等への災害廃棄物の搬出**
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物処理に関し必要な行為